

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方、まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問合せください。

○農地の売買、贈与、貸借等の許可のポイント

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業におおむね150日以上従事すること（常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 申請者が法人の場合は、別途、農業委員会事務局に御確認ください。

山陽小野田市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

全域に設定（農地法施行規則第17条第1項）

設 定 区 域	下 限 面 積
山陽小野田市全域	30アール

空き家に付随した農地に限定した場合（農地法施行規則第17条第2項）

設 定 区 域	下 限 面 積
空き家に付随した農地 (農業委員会が指定した農地)	0.01アール

※適用を受ける農地が付随している空き家は、あらかじめ「山陽小野田市空き家バンク」に登録されており、その農地は事前に1筆ごとに農業委員会の指定を受ける必要があります。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

御相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

